

インターネットお役立ち通信

保護者の皆様へ

日頃より本校の教育活動にご支援を賜りまして、教職員一同、心より感謝申し上げます。さて、今年度も冬休みに突入しました。お子様と共に過ごされる時間も増えるかと存じます。この時期に乗り、インターネットの活用方法についてお子様と振り返る機会を設けていただければ幸いです。

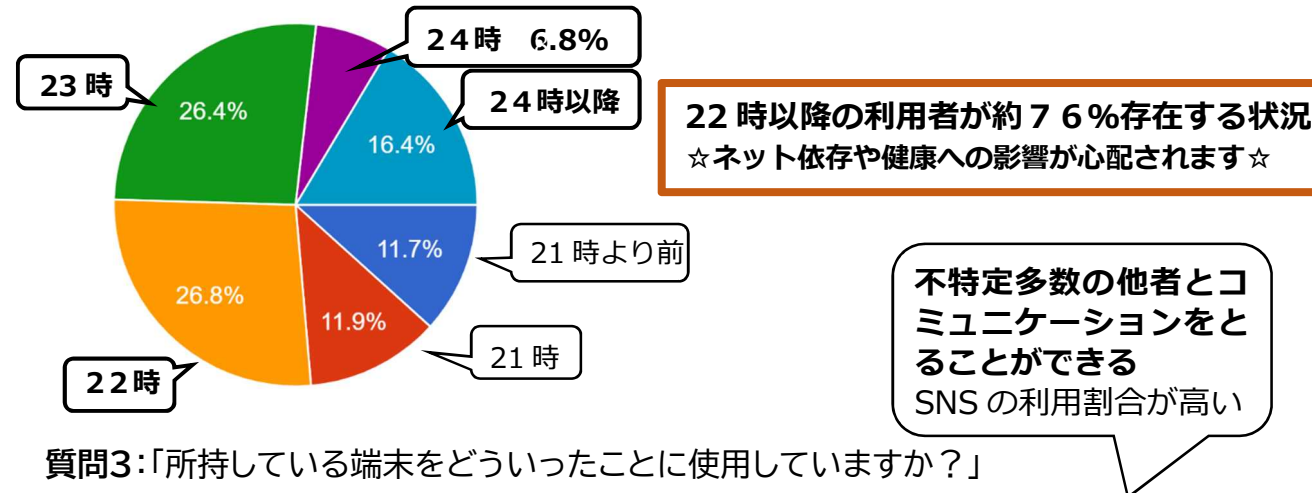
その1. 生徒のインターネットの利用に関する実態調査

若松原中学校の生徒に対して、インターネットの利用に関する実態調査と題し、アンケートを実施しました。75%の生徒から回答を得ましたので、結果を以下にお示しいたします。

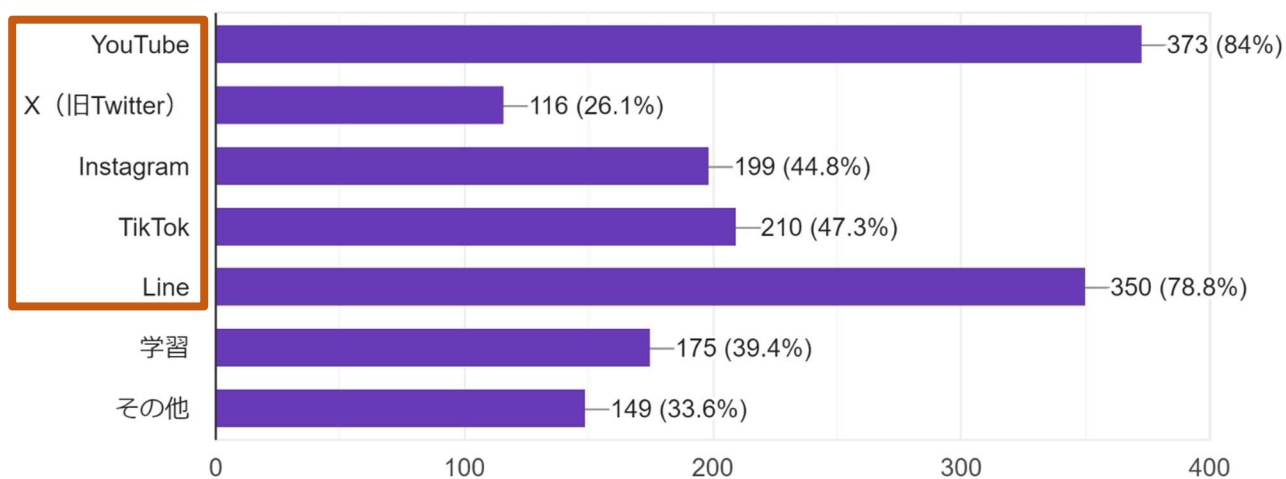
質問1:「あなたは、インターネットに接続できる機器を所持していますか？」

生徒の回答:「はい」と答えた生徒は 97.5%、「いいえ」と答えた生徒は 2.5%

質問2:「所持している端末を何時ごろまで使用していますか？」

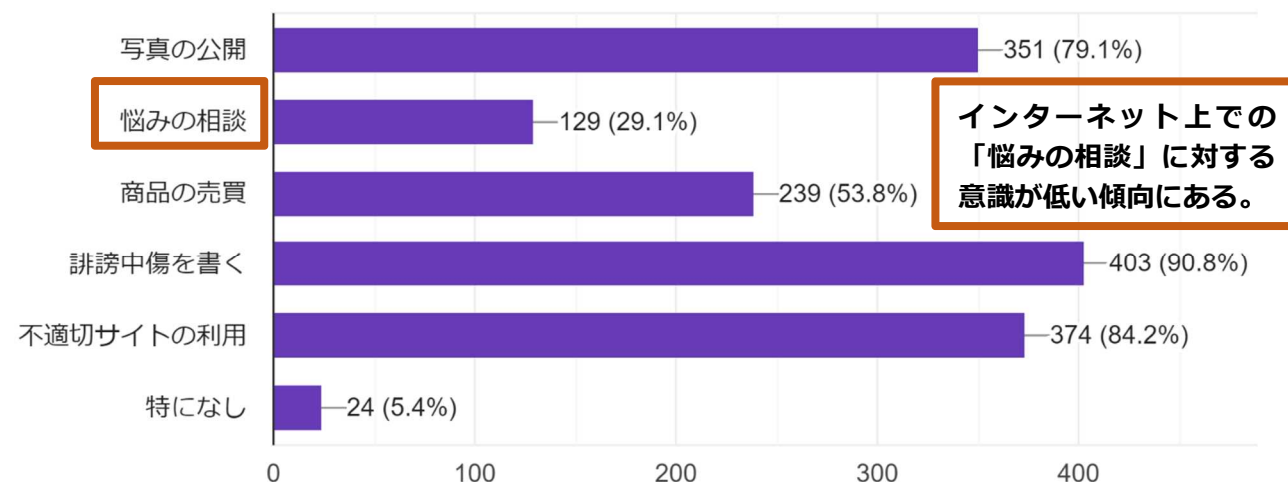


質問3:「所持している端末をどういったことに使用していますか？」



質問4:3番の質問で「その他」と回答した生徒は、具体的な使用用途を記述してください。
生徒の回答:「ゲーム」、「ブログ」、「Netflix」、「ネットショッピング」、「調べもの」…等

質問5:「インターネット上で危険だと思う行為を選択してください(複数回答可)」



質問6:「現在までにインターネットを利用する中で、“こわいな”と思ったり、“嫌だな”と思う経験をしたことはありますか？」

生徒の回答:「はい」と答えた生徒は 30.4%、「いいえ」と答えた生徒は 69.6%

質問5から、「写真の公開」、「不適切サイトの利用」、「誹謗中傷の書き込み」に関する書き込みへの危機意識が高いことが分かります。ご家庭での子どもたちへのご指導が良好な結果として表われていると考えられます。

しかし、「悩みの相談」に対する危機意識をもたない生徒が約 71%存在すること分かりました。この数字は、警視庁が東京都で令和元年度に中学生を対象に実施した調査結果の数字を大きく上回ります。(東京都の中学生では、危機意識を持たない生徒が約50%程度)

同年、東京都で援助交際につながる書き込みをして補導をされた生徒は、いずれも女子生徒で 33 名でした。

若松原中学校の生徒の現状として、インターネット上で知り合った見知らぬ他者に対して“個人的”かつ“デリケート”、場合によっては、“相談者の弱みを悪用されてしまう”ような情報を公開することへの抵抗感が低いということを示しているのではないのでしょうか。

また、警視庁が実施した、同年の調査において、インターネット上で誹謗中傷を受けた生徒は約 27%であるとしていますが、本校では質問6で「はい。」と答えた生徒が 3 割を超えます。

つまり、生徒は、“よくわからない相手”とインターネット上で知り合い、“危険性の高い犯

罪”につながる恐れのある利用の仕方をしている可能性や“健康に影響を及ぼす”インターネット依存が疑われる状況下にある可能性を示唆しています。

その2. インターネットが関係するトラブルの具体的な事例

次に、栃木県庁の Web サイトに掲載されている情報を基に、具体的なトラブルの事例を掲載しました。インターネットの適切な利用方法を検討する際のご参考になれば幸いです。

※事例は、本校で起きたトラブルとの関係はありません。

【事例1】

生徒Aが LINE 生徒数名から本人と分かるような隠語を用いてなどの悪口を書き込まれた。Aはその後学校を休んだ。

【事例2】

生徒BがTwitter(X)によって知り合った成人男性と連絡を取り、旅行に出かけ、わいせつな行為をされた。母親が警察に通報し、保護された。

【事例3】

生徒Cが、知り合いの女性の画像を無断で使用し、架空の名を使って出会い系サイトに入会した。援助交際を装い、複数の者から電子マネーで金銭をだましとった。

【事例の掘り下げ】

事例1の「悪口」は、相手の精神を傷つける恐れがあるため“傷害罪”に当する恐れがあります。

事例2などは、命の危険に及ぶ可能性すらあります。

事例3は“詐欺罪”に該当する事例ですが、中高生が犯罪に加担する事例も発生しています。
本校では、質問 5 で約 54%の生徒が、インターネットで商品の売買をしていますが、インターネット販売に関する悪質な詐欺被害に遭うケースもあります。

どの事案も人権上、とても問題があります。

デジタルタトゥーという言葉が示すように、ネット犯罪やトラブルは加害者・被害者を問わず、一生にわたって爪痕を残す結果となる場合があるので注意が必要です。

☆事例集が気になる方へ☆

以下をご参照ください。

栃木県庁 Web サイト:情報モラル指導資料「ネットトラブル事例とその予防」について
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m09/jidouseitosidousuisinsitu/h28nettoraburujireitosonoyobou.html>

3. 最後になりますが・・・

若松原中学校の生徒におけるインターネット利用の状況から、その危険性を示唆する内容をお示ししましたが、現代の我々の生活にインターネットは切っても切り離せない存在となっています。また、生徒達は、今後、ますます進化を加速させる情報社会を生き抜いていかねばならない存在でもあります。

つまり、“危険だから使わない”ということではなく、学び続けることで必要な知識を更新し、適切に危険性を認識し、必要なモラルを身に付け、上手にインターネットを利用していくことができる力を育んでいく必要があります。そのためには、学校や保護者の方をはじめ生徒に係る全ての大人が手を取り合って、生徒の安全を守り、学びを支援していくことが大切であると思われます。

以下にインターネットサービスやタブレット端末の使い方を考える上で、有効な Web サイトをいくつかご紹介いたしますので、ご活用ください。

① 総務省 上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド

URL:https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

② 文部科学省 情報モラル教育ポータルサイト

URL: <https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/index.html>

また、別紙リーフレット「ゼロ！ネットトラブル 今、インターネットについて話そう!」の 2 枚目、「家庭のルール」にて、お子様と一緒にインターネットの使い方を振り返っていただければ幸いです。

併せて、インターネット利用に関することに限らず、冬休み期間中にお子様が重大なトラブルに見舞われた際には、警察等への相談だけではなく、中学校にもご報告ください。

若松原中学校 TEL:028-655-0679

※冬季休業中の学校業務停止期間、及び 土・日・祝日はつながりません。